

豊中市「子どもの安全見まもり隊」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する豊中市「子どもの安全見まもり隊」(以下「隊」という。)事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業目的)

第2条 この事業は、隊が登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的とする。

(通学路等)

第3条 この要綱において、通学路とは、児童が通学のために通常使用する道路及びその区間とする。

(設置)

第4条 隊は、小学校区および義務教育学校区(以下「校区」と呼ぶ。)ごとに設置する。

(組織)

第5条 隊は、校区内の小学校長・義務教育学校長(以下「校長」と呼ぶ。)が組織するものとする。

2 隊は、各校区の実情に応じた見まもり活動が行えるよう、PTA及び自治会、豊中市青少年健全育成会等の関係機関・団体等で組織するものとする。

(隊員の承認等)

第6条 校長は、事業目的に賛同する者を隊員として承認するものとする。

2 校長は、隊員の中より隊長を選任するものとする。

3 校長は、隊員が本事業の活動の辞退を申し出たとき、又は隊員として不適当であると教育長が認めるときは、当該隊員を隊の活動から外すものとする。

(活動)

第7条 隊は、校区を活動の範囲とし、校長と協同して次に掲げる作業を行う。

(1) 通学路における日常的な見まもり活動

(2) 緊急時の見まもり活動

(3) 定期的な点検活動

(4) 警察との連携

(5) 前4号の活動を行うために必要に応じて以下の項目を行う。

1) 通学路における安全啓発

2) 緊急時における連絡体制の点検・整備

3) 校区内安全マップ等の作成

(警察との連携)

第8条 活動実施に際しては、各小学校所在地を管轄する警察署生活安全課少年係に設置されている「スクールサポーター」との連携を図るものとする。

(配布する用品の種類)

第9条 活動用品の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 「こども安全つうがくろ」旗

- (2) 「子どもの安全見まもり隊」腕章
- (3) 「子どもの安全見まもり隊」ネームプレート
- (4) その他教育長が必要と認める消耗品

(用品の配布等)

第10条 活動用品は、校長を経由して隊に配布する。

2 校長は、登録の取り消しのあった隊員から活動用品を回収するものとする。

(隊員の携帯品)

第11条 隊員は、活動を行うときは、教育委員会又は学校で配布又は貸与された物品を児童等に確認ができる位置に携帯若しくは装着し、業務にあたらなければならない。

(事故等の際の補償)

第12条 教育委員会は、活動中の事故等が発生した場合は、市民総合賠償補償保険の範囲内でこれに対応する。

(事務局)

第13条 この事業の実施にあたっては、豊中市教育委員会事務局学校施設管理課に事務局を置くものとする。

(計画・報告)

第14条 隊は、校長を通じ、様式1により活動計画を、様式2により活動状況報告をそれぞれ豊中市教育委員会事務局学校施設管理課長に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則 この要綱は、平成17年(2005年)6月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年(2012年)9月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年(2023年)4月11日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年(2025年)4月23日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。